

『ARCDRAW』時間課金レンタル利用約款(クレジット)

お客様は「ソフトウェア (ARCDRAW) 使用許諾契約書」(以下「本契約」) 及び『WebCADD.com「利用規約」』(以下「本規約」) に同意の上、『ARCDRAW』時間課金レンタル利用約款(クレジット)(以下「本約款」) を遵守して弊社製品『ARCDRAW』(以下「本製品」) を利用することとします。

1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は弊社「WebCADD.com」サービスにて利用申し込みいただいた内容とします。
「1時間あたりの利用料」

2. 本レンタルのご利用条件

- (1) 本レンタルの契約は、「WebCADD.com」サービスへ入会していただいていることが前提となります。ただし、「WebCADD.com」サービスの製品を初めてご利用になる場合には、「WebCADD.com」サービスへの入会手続きと同時に本レンタルの契約をしていただくことができます。「WebCADD.com」サービスに関しては、「本規約」に規定の通りとします。
- (2) 本レンタルの契約期間は、お客様が「WebCADD.com」サービスにて「本製品」の利用申し込みをされてから、「WebCADD.com」サービスにて本レンタルの解約手続きをされるまでとします。お客様が解約手続きをされるまで契約は継続されますのでご注意ください。
- (3) 「本製品」を使用するためには、ライセンス認証のためにインターネットに接続可能な環境が必要です。認証は「本製品」を起動する都度、および「本製品」を使用している間も一定間隔で行なわれます。
- (4) 本レンタルの利用時間は「本製品」を起動してから終了するまでの時間となります。「本製品」を起動中に「本製品」を操作していない間でも課金されますのでご注意ください。
- (5) メンテナンス、通信障害などにより通常のサービスを提供できない場合は、代替機能によって「本製品」をご利用いただく場合があります。この際のご利用分は、通常のサービスを再開後の初回接続時に計上、課金されます。
- (6) 利用料は、1日のご利用時間を0.5時間(30分)単位で集計し、ご利用日ごとにクレジットカード決済させていただきます(1円未満四捨五入)。30分未満の使用は、30分単位に切り上げられます。
- (7) 支払方法はクレジットカードによる支払のみです。ご利用日の翌日がお取引日となります。領収書は、お取引日の翌月10日以降に「WebCADD.com」サービスの専用ページにてダウンロードいただけます。
- (8) ご登録されているクレジットカードによる利用料の決済ができなかった場合、「本製品」を使用停止させていただきます。その場合、次に定める「精算期限日」までに「WebCADD.com」サービスにて、利用料をクレジットカードでお支払いいただくことにより、再度ご利用できるようになります。ご精算手続きが行われた場合は、ご精算日がお取引日となります。
「精算期限日」: 最終利用日が毎月25日までは当月末日、26日以降は翌月末日。
- (9) 本レンタルは、バージョンフリー製品使用権が付いており、最新を含む3世代のバージョンの中から選択してご利用いただくことが可能です。
- (10) 契約期間中は、カスタマサポート(サイト及び契約に関するご質問)及びテクニカルサポート(製品に関する技術的なご質問)をご利用いただくことができます。「WebCADD.com」サービスの専用ページよりお問い合わせください。

3. 解約について

- (1) 「WebCADD.com」サービスにてお客様自身で本レンタルの解約手続きを行っていただくことにより解約となります。解約日は、手続きにて指定した月の末日となります。
- (2) 「WebCADD.com」サービスの退会手続きを行った場合、退会と同時に本レンタルを含む全てのレンタル製品について解約することとします。
- (3) 次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく即座に本レンタルの解約及び「WebCADD.com」サービスを退会させることができますこととします。その際、お客様が「WebCADD.com」サービスのレンタル製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全ての「WebCADD.com」サービスのレンタル製品についてもお客様に催告することなく即座に解約できることとします。
 - ① 「本約款」の「2. 本レンタルのご利用条件(8)」の「精算期限日」までにクレジットによる支払いがなかった場合。
 - ② 弊社からお客様に対して支払督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
 - ③ 「WebCADD.com」サービスの申し込み内容に虚偽の事実があることが判明した場合。
 - ④ 「本契約」、もしくは「本規約」、もしくは「本約款」の「2. 本レンタルのご利用条件」に違反した場合。
- (4) 3年間ご利用実績がない場合、弊社はお客様に催告することなく本レンタルを解約することができることとします。
- (5) 退会後の未払い金の請求は、メール通知での支払い請求とします。請求書発行はいたしません。

4. 使用停止について

- (1) 次の場合、弊社はお客様に対して事前の告知をすることなく、即座に「本製品」の使用停止を行なうことができることとします。
 - ① 「本約款」の「2. 本レンタルのご利用条件(8)」のご登録されているクレジットカードによる利用料の決済ができなかった場合。

以上

2023年10月31日改定